

# 法務研究財団報告書

2025年5月31日

研究者 八木由里

高松政裕

## 1 研究テーマ

第 177 号 「ロシア問題に関するスポーツ慣習法の確立とその運用実態—国家の他国侵攻を理由とするオリンピック大会出場制限の可否と人権—」

## 2 研究の目的・意義

2022年2月、ロシアによるウクライナに軍事侵攻受け、国際オリンピック委員会（IOC）は、各国際競技団体（International Sports Federation、以下「IF」という）に対し、ロシア・ベラルーシの選手/役員の国際スポーツ大会出場を禁止するよう勧告を出した。大多数のIFはIOC勧告に従ってロシア・ベラルーシ選手の国際スポーツ大会出場を禁止した。ロシア・ベラルーシ選手の出場禁止を決めたIFの決定に対しては、ロシアの各国内スポーツ連盟（NF）から、各IF内の司法委員会へ異議が申し立てられた。各IF司法委員会の決定内容は、分かれているものの、多くのIF司法委員会は、ロシア・ベラルーシの選手が出場した場合に予想される欧米諸国を中心とした国際大会ボイコットや、競技会場でロシア・ベラルーシ選手の出場に反対する団体の実力行使によるトラブルを避けるために、ロシア・ベラルーシ選手のスポーツ大会出場を制限することは、利益衡量の結果、是認されるという結論を出し、上訴機関であるスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という）も、その決定を支持する仲裁決定を出した。

ところが、2023年1月、IOCは突然その方針を大きく転換し、「中立」な旗の元、ロシア・ベラルーシ選手/役員の国際スポーツ大会出場を認めるよう、各IFへ勧告を出した。IOCの方針転換の理由の一つとして挙げられているのが、国際連合（UN）の人権理事会による、「国籍だけを基にロシア・ベラルーシ選手や役員を国際大会から締め出す」ことへの深刻な懸念表明である。

これらの動きを受けて、多くのIFは、ロシア・ベラルーシ選手の出場禁止を停止し、「中立性」な「個人」であることなどを条件に、ロシア・ベラルーシ選手の国際スポーツ大会出場を認めた。これらの動きについては、第170号研究「ロシア・ベラルーシ問題に関するスポーツ慣習法の確立とその運用実態—国家の他国侵攻を理由とするアスリートへの国際大会参加禁止は許されない人権侵害といえるか—」として論文をまとめた。

一方、2024年7月から開催されるパリオリンピックの出場権については、これらの流れとは別に議論がされてきた。この問題に関してはIFのみにとどまらず、各国の元首やパリ

市長などがそれぞれ意見を表明し、ウクライナはロシア・ベラルーシ選手の選手の出場が認められた場合はボイコットすることを表明するなど、非常に流動的で予断を許さない状況を経て2024年のパリオリンピックを迎えることとなった。

本研究では、第170号研究を踏まえて、国家紛争とオリンピックの出場権に関するスポーツ慣習法の確立とその運用実態という視点から、特にロシア選手のパリオリンピック大会の出場の帰趨と人権にかかわる議論に焦点を当てて分析した。

### 3 研究の計画・方法

各IFや国連、各国の公式な立場については、主にインターネット等の報道を通じて情報収集した。また、研究期間中に開催されたCASセミナー（2024年9月27日～28日）やIFの総会、集会等に参加し、公式な意見がまとまるまでになされた議論、公式意見に取り入れられなかった少数意見、そして、スポーツ関係者、選手、オフィシャル役員等の現場にかかわる個人がどのような意見を持ち、最終的な解決策にどのように感じているのかなどを調査した。

その他、スポーツ団体関係者やジャーナリストへの聞き取り調査を行ったり、国際会議に参加した日本人に話を伺うなどした。

### 4 研究の実施期間

2024年6月1日 から 2025年5月31日

### 5 研究成果

別紙のとおり